

# 社会福祉法人 秋田婦人ホーム 定 款

## 第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリスト教の精神により、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

母子生活支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(ア) 保育所の経営

(イ) 放課後児童健全育成事業の経営

(ウ) 一時預かり事業

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人秋田婦人ホームという。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を秋田市檜山古川新町4 1 番地の2に置く。

## 第2章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち2名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事)

第6条 理事のうち1名を常務理事とし、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第8条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第9条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第10条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある

場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第11条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び秋田市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会並びに評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第13条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、21名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員または監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

第16条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

## 第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第19条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 秋田市檜山古川新町41番地2、38番地1、41番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 母子生活支援施設 秋田婦人ホーム1棟 (1427.74 平方メートル)

(2) 秋田市檜山古川新町41番地2所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 保育所 城南園園舎 1棟 (684.23 平方メートル)

(3) 秋田市檜山古川新町41番1所在の秋田婦人ホーム敷地 (389.58 平方メートル)

(4) 秋田市檜山古川新町47番1所在の秋田婦人ホーム敷地 (23.63 平方メートル)

(5) 秋田市檜山古川新町38番2所在の城南園敷地 (159.76 平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第20条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、秋田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、秋田市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第21条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第22条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第23条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第24条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事業所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第25条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第26条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第27条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第5章 解散及び合併

(解散)

第28条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合併）

第30条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、秋田市長の認可を受けなければならない。

## 第6章 定款の変更

（定款の変更）

第31条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、秋田市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を秋田市長に届け出なければならない。

## 第7章 公告の方法その他

（公告の方法）

第32条 この法人の公告は、社会福祉法人秋田婦人ホームの掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

（施行細則）

第33条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、その任期を一年とする。

理事長	早 川 か い
理 事	川原田 理 七
〃	笈 川 一
〃	古 村 精一郎
〃	鈴 木 次 男
〃	土 合 竹次郎
〃	早 川 宏 学
〃	三 浦 三 郎
〃	真 鍋 頼 一
監 事	藤 川 卓 郎
〃	土 屋 政次郎



備 考

- (1) 昭和27年5月17日 社会福祉法人設立認可  
(厚生省秋社第227号厚生大臣 吉武恵市)
- (2) 昭和29年7月24日 一部変更認可  
(厚生省秋社第202号厚生大臣 草葉隆円)  
第2条資産総額の変更  
定款準則の改正に伴う第22条残余財産の帰属の変更
- (3) 昭和33年11月12日 一部変更認可  
(厚生省秋社第325号厚生大臣 橋本龍伍)  
事業の変更 秋田婦人ホーム 厚生施設→母子寮  
資産総額の変更  
理事定数の変更 理事 9名→10名
- (4) 昭和34年2月28日 一部変更理事会決議  
第2条資産総額を削除
- (5) 昭和36年11月 日 一部変更理事会決議  
基本財産の変更 土地取得
- (6) 昭和53年4月28日 一部変更認可  
(厚生省収児第549号厚生大臣 小沢辰男)  
準則の改正による 縦書き→横書き  
事業の変更 保育所 秋田婦人ホーム附属城南園→保育所 城南園  
基本財産の変更
- (7) 昭和63年3月24日 一部変更認可  
(指令児-1506 秋田県知事 佐々木喜久治)  
準則の改正により 社会福祉法人に係る認可権限が都道府県知事に委任  
された  
基本財産の変更 母子寮秋田婦人ホームの改築

- (8) 平成1年12月14日 一部変更認可  
(児-1154 秋田県福祉保健部長)  
基本財産の変更 土地、建物の取得  
檜山古川新町38番地2の土地、建物
- (9) 平成3年9月6日 一部変更認可  
(児-657 秋田県知事 佐々木喜久治)  
基本財産の変更 保育所城南園の改築  
建物の滅失登記(檜山古川新町38番地2)
- (10) 平成4年3月3日 一部変更認可  
(指令児-1261 秋田県知事 佐々木喜久治)  
準則の改正による 第二種社会福祉事業の中に学童保育ひばりクラブ  
を隣保事業として追加
- (11) 平成7年1月4日 一部変更認可  
(指令児-1036 秋田県知事 佐々木喜久治)  
準則の改正による 理事会の議長はその都度選任  
決算は監事の監査を経てから理事会の認定を得る
- (12) 平成10年4月21日 一部変更認可  
(秋田市司令第1720号 秋田市長 石川錬治郎)  
児童福祉法の改正による 母子寮が母子生活支援施設、ひばりクラブ  
が放課後児童健全育成事業に変更  
準則の改正による 中核市移行に伴い所轄庁の変更
- (13) 平成13年12月12日 一部変更認可  
(秋田市司令第5037号 秋田市長 石川錬治郎)  
準則の改正による 定款準則の目的等全面的に改正されたため
- (14) 平成15年11月4日 一部変更認可  
(福総第144号 秋田市長 佐竹敬久)  
準則の改正による 秋田魁新報社 → 新聞

(15) 平成16年6月21日 一部変更認可

(秋田市指令第2173号 秋田市長 佐竹敬久)

評議員会設置に伴う条文の改正 第8条 (役員を選任等)  
第12条 (監事による監査)  
評議員会設置に伴う章の追加 第3章 評議員及び評議員会  
第14条 (評議員会)  
第15条 (評議員会の権限)  
第16条 (同前)  
第17条 (評議員の資格等)  
第18条 (評議員の任期)

(16) 平成18年3月30日 一部変更認可

(秋田市指令第1512号 秋田市長 佐竹敬久)

準則の改正による 第3条第1項 (経営の原則) 地域福祉の推進に  
努めるを追加  
第10条第1項 (理事会) 日常の業務として理  
事会が定めるに改正  
第15条第2項 (評議員会の権限) あらかじめ  
評議員会の意見を聴かなければいけないに改正  
第20条 (基本財産の処分) ただし書きの部分  
を全面改正

(17) 平成20年5月26日 一部変更認可

(秋田市指令第3878号 秋田市長 佐竹敬久)

準則の変更による 第1条 (目的) 第1項 (1) 母子生活支援施設  
の経営に変更 (2) 保育所の経営に変更 (3) 放  
課後児童健全育成事業の経営に変更  
第32条 (公告の方法) 官報又は新聞に掲載し  
て行うに変更

(18) 平成22年6月14日 一部変更認可

(秋田市指令第2469号 秋田市長 穂積 志)

児童福祉法の改正による 第1条 (目的) 第1項 (2) (ウ) 一時預か  
り事業を追加

基本財産の変更による

第19条(資産の区分)第2項(3)H21.

5.27実測により392.20平方メートルに地積更生し、H21.7.28都市計画道路秋田環状線用地として一部売却のため地積変更。

(4)都市計画道路秋田環状線施行に伴い空き地を取得(檜山古川新町47番1)のため地積変更。